寒川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表

現行

～略～

別表（第2条関係）

階級	勤務年数					
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	239千円	344千円	459千円	594千円	779千円	979千円
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長・班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

～略～

改正案

～略～

別表（第2条関係）

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	239千円	344千円	459千円	594千円	779千円	979千円	1,079千円
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長・班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

～略～

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

	2　この条例による改正後の寒川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。